

光市記者発表資料

令和2年10月30日

件名

労働基準監督署による是正勧告等について

このたび、下松労働基準監督署から、労働基準法に関する是正勧告及び指導を受けたことから、所要の改善措置を講じましたので、下記のとおり報告します。

記

1 是正勧告及び指導の概要

- (1) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正な労働時間の把握を行うこと。
- (2) 未把握の労働時間が確認された場合は労働時間に対応する未払賃金の清算を行うこと。
- (3) 特別条項付き時間外・休日労働協定の運用が一部不適切な状態となっているため、発生原因を分析し、再発防止対策を検討すること。

2 改善措置の概要

- (1) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省策定)に基づく適切な措置を行うよう周知しました。
- (2) 令和元年11月から令和2年4月までの時間外の勤務等について確認を行い、看護師、コメディカル及び事務合計128名に不足していた時間外勤務手当合計15,535,026円を令和2年10月20日に支給しました。
- (3) 職員不足が主な原因であることから、職員採用及び時差出勤により慢性的な時間外労働を削減しました。

内

容

問合せ

担当課・係 光市立光総合病院 総務課
担当者 佐古敏行 (TEL0833-72-1000 内線511)